

第三者評価結果

事業所名 : Gakkenほいくえん ニツ橋

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

・全体的な計画は、「育ちのチカラが輝く、心ゆたかな未来をつむぐ」ことを保育理念とし、保育の方法・保育目標・取り組みについて、子どもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念のもとで作成されている。各職員が前年度の見直しを行い、会議で現状把握や意見交換を行い、園の目標・地域の特性・園の特色を記載している。保育所保育指針に基づいて、子どもの発達過程を踏まえた保育のねらいや内容が組織的・計画的に、生活の全体を通して展開されるように作成されている。保育園の役割が通園している子どもや地域社会に適切に担えるように、食育や長時間保育、家庭や地域との連携など、保育の実施に関して留意すべき事項を項目にして見直しをもって展開できるように計画されている。

・作成された全体的な計画は、年度初めに職員間で読み合わせを行うとともに、非常勤職員にも紙ベースで渡し、共通理解を図るように努めている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

・室内の温度、湿度、換気、採光、音などは、ガイドラインの内容に沿って常に適切な状態に保持されるようになっている。園内外の設備・用具などの衛生管理は、安全点検チェック表や掃除点検表を活用し清掃・消毒が行われている。職員は、子ども一人ひとりが落ち着けるように、生活と活動のスペースを分ける、パーソナルスペースを設定するなどの工夫をしている。子どもの手の届く場所に転倒防止に配慮した柵を配置し、子どもの興味や関心のある遊具を設置してコーナーを作り、遊びが集中できるように取り組んでいる。保育室から園庭に出るデッキは、5歳児室から0歳児室までのなだらかな斜面となっており、年齢に応じて腰をおろして靴の脱ぎ履きなどがスムーズにできるようになっている。

・園内のいたるところに、工夫された職員手作りの段ボール机やイス、衝立、柵などが用意され、子どもの活動が円滑に進むような環境を整備している。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

・職員は、子どもの家庭環境や発達過程・特長を、入園書類や日々の保護者との会話、子どもの様子から把握し、昼礼や会議などで共有し、子どもの状態に応じた保育を実践している。子どもの目線に立ち、肯定的で分かりやすい言葉を使用して声かけをするなどして、子どもが安心して自分の気持ちを発信できるようにしている。子どもから発信されたことは、なるべく実現できるように取り組んでいる。自分を表現することが十分でない子どもには、時間に余裕をもち、発信をせかささないように配慮するとともに、しぐさや表情から思いをくみ取り、応答的に対応している。一方で仲間に助けってもらえるような働きかけも行っている。

・危険を伴う状況での禁止や制止の言葉の表出があった場合には、その都度フォローするように心がけている。不適切な言動があった場合には、職員間で注意し合える良好な関係性を大切にしている。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

・職員は、つままり立ちや伝い歩きがたくさん経験できるように手作りの補助具を用意したり、ままごとコーナーにボタン遊びの遊具や、エプロン・洋服などを用意したりして、子どもが遊びの中で生活習慣に必要な力が自然に身につくように工夫している。着脱がしやすいようにイスを用意し自分でできたという満足感や達成感が味わえるように支援している。異年齢で過ごす機会を多く取り入れ、お互いが学び合う機会となるように関わっている。散歩に出かけ、自然と触れ合う、園庭で集団遊びをするなど、室内外で活動と休憩のバランスがとれるように保育を組み立てている。

・企業の社会貢献活動の食育キャラバンの訪問を活用し、早寝・早起き・朝ごはんの大切さなどを視覚を通して子どもに理解できるように働きかけている。日々の活動の中で、眠ることの大切さなど生活習慣に関する絵本を読み、生活習慣を身につける大切さについて伝えている。

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・職員は、話し合いを重ね、子どもの気持ちを読み取り、やりたい気持ちを引き出し、主体的な活動を後押しすることを共通認識として保育実践をしている。従来の夏祭りや運動会などを丁寧に見直し、子ども主体で楽しめるものとして、サマーフェスティバル、スポーツフェスティバルと名称を変えて取り組んでいる。遊具は、子どもが手にできる場所に配置し、遊びごとにコーナーを設け、自由に選んで遊ぶことができるように工夫されている。戸外活動を多く取り入れ、身近な自然に触れたり、のびのびと体を動かしたりできるようにしている。近隣の方との交流や、老人会の方を招待して花を作り、花瓶に入れてプレゼントする取り組みなどを行い、様々な人と関わる楽しさや役に立つ喜びが味わえるようにしている。消防署見学など、散歩に出かけた機会に社会的ルールや社会体験ができるように配慮している。</p> <p>・表現活動が自由にできるように、踊る時間を設ける、製作を行う際には、子どもが選択できる枠を広げるなどの工夫をしている。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・担任を少人数で固定して配置することにより、子どもの表情や機嫌をしっかりと観察し、気持ちをくみ取るなど細やかな対応により愛着関係が築けるようになってきている。子どもには穏やかに話しかけ、子どもからの働きかけには直ちに応じ、安心して自分を表現できるようにしている。保育室は、ボールや音が出る玩具などの興味・関心が持てるものを用意する一方で、つかまり立ちができるように高さや動線に配慮した棚を設置し、立ったままで遊べる玩具を置いたり、鏡を手を伸ばして触れることができる少し高い位置に置いたり、子どもの成長過程を踏まえた配置を工夫している。</p> <p>・離乳食は、日頃の子どもの寝返りやお座りの様子、よだれなどを観察し、始めるサインを把握して、担任、保護者、栄養士との連携を図りながら始めている。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・職員は、子どもが自分でしようとする気持ちや自我の芽生えに対して、頑張るコーナーを設けたり、頑張りシールで意欲や興味が持てるようにしたり、様々な取り組みをしている。大型ブロックをお家に見立て、ままごと遊びの中にエプロンや三角布を用意するなどして手先を使う機会を増やしている。ビニールテープを貼った風船などを提供し、子どもが興味・関心を持って安全に遊びを楽しめるように工夫するとともに、感触や動体視力が育まれるように支援している。探索活動を十分行えるように、園内での安全確認を行う一方で、散歩に出かける場合には、子どもの様子や保育士の配置、散歩ルートの確認、ニュース情報の確認などをして、十分な準備をして子どもたちが楽しめるようにしている。子どもの不安定な感情が見られた場合には、受容的に受け止め、感情をコントロールすることへの気づきにつながるように援助している。</p> <p>・保護者と、子どもの自我の育ちや排泄について、連絡帳や送迎時の会話などで共有し合い、家庭と連携して取り組みを行っている。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・職員は、3歳児には、細かいパーツのある玩具やごっこ遊びができる遊具を用意し、安定して遊びに取り組めるように支援している。4歳児には、カルタ・折り紙などを提供し、友だちと楽しみながら十分遊べるように関わっている。5歳児には、鬼ごっこやルールのある集団遊びができるように配慮している。スポーツフェスティバルでの取り組みのように、子どもが主体となり競技・パラバルーン・踊り・リレーなどを決め、自分たちの決めた目標に向かって練習し、友だちと協力して一つのことをやり遂げる達成感を味わうことができるように支援している。それぞれの年齢でできる、ペットボトルの応援の音作り、行進時のストローで作った応援旗・万国旗などを作製し、従来実施していた内容を精査し、子ども主体のあり方を工夫している。</p> <p>・子どもが取り組んできた協働的な活動は、ICTアプリで発信したりポスターで掲示したりしている。園内に掲示して誕生会や園見学などで目に留めたりできるように配慮している。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・特別な配慮を必要とする子どもが、落ち着いて、安心して生活できるように、子どもに合った手作りの机やイス、衝立などを利用し、パーソナルスペースを用意している。配慮を必要とする子どもへの支援を行うために、個別支援計画をクラスの指導計画と関連付けて作成し、個別日誌に記録を残している。行政や、療育センター、児童相談所、運営法人系列の児童発達支援事業所「クロッカ」などとの連携が図られ、相談や助言を得られる体制が整っている。園には研修を受けた、障害児リーダーが在籍し、子どもの状況に応じた保育ができるようになっていく一方で、一人ひとりの子どもについては、会議などで話し合い、職員全員で情報を共有して支援するよう取り組んでいる。</p> <p>・保護者には、入園説明会の際に障害のある子どもについて説明を行い、必要に応じて相談を受け、関係機関の紹介なども行っている。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども^の在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<コメント>	
<p>・長時間利用児と短時間利用児の活動時間の違いに留意し、それぞれの一日の生活リズムを考慮した保育活動を計画している。長時間保育として全体的な計画に、落ち着いて過ごすことができる環境・職員間の引継ぎ・子どもへの生理的な面への配慮などが計画的に行われるように位置付けられている。職員は、横になるスペースを確保し、井形ブロック・絵本・図書スペースを活用し、慌ただしさを感じることなくゆったりと過ごすことができるように工夫している。他の保護者が迎えに来た時には、子どもの向きを変えたり、音楽をかけたりして、寂しさを感じないように細かい配慮をしている。保育時間の長い子どもに配慮した補食の提供を行っているが、保護者の仕事の都合などで予定よりも保育時間が長くなった場合、午後5時までの連絡を受け、同じ補食の提供ができる体制を整えている。</p> <p>・保護者への連絡事項は、担任から担当へ、担当から保護者へと、伝え漏れがないようにボードへの記入を行い口頭でも伝えるようにしている。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<コメント>	
<p>・全体的な計画に小学校との連携が位置付けられ、5歳児の年間指導計画には、小学校を周りから見学し、小学校とはどんなところかを知ったうえで、実際の交流体験をしていくように計画されている。小学校とは、5年生と「遊びの会」で学校のプランターに球根を植えたり、1年生と学校探検を行ったり、授業体験でパソコンに触れたり、ゲーム大会に参加したりと様々な交流を持つ機会が設けられ、就学に期待が持てる取り組みが行われている。就学時健診前に聞き取りを行い、子どもの様子を伝えるなどの連携も図っている。近隣園4園で年長児交流を行い、就学に対する見通しが持てるようにしている。保護者には、面談の機会を利用し、小学校に向けての話や幼保小の交流事業の内容を伝えるなど、見通しが持てるようにするとともに、小学校および運営法人からの小冊子の配布も行っている。</p> <p>・保育所児童保育要録は、伸びたところや心配なところを職員で検討して、年長児担任が作成し園長の責任のもと、小学校へ送付している。</p>	
A-1-(3) 健康管理	
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・健康管理に関しては、運営法人作成の「感染症・衛生管理」ガイドラインに基づいて、子どもの健康を第一に考え、感染症の予防や衛生管理を徹底するとともに、一人ひとりの子どもの健康状態を把握している。園長の責任のもと、保健計画が作成され、健康観察・健康指導・内科健診や歯科健診・保健だよりの配布など、健康に関する支援が計画的に実施されるような体制が整っている。うがいや手洗いの仕方について写真で掲示をしたり、絵本などで健康に関する情報を視覚的に、分かりやすく子どもに伝えたりして健康の大切さが理解できるようにしている。子どもの体調変化やケガについては、保護者に伝えるとともに、職員間で共有し、事後の確認もしっかり行っている。ヒヤリハットの分析を行い、事故防止に取り組んでいる。</p> <p>・保護者とは、ICTアプリや口頭で、入園後の予防接種状況など子どもの健康に関する情報を共有している。乳幼児突然死症候群に関する情報を、入園説明会の際に提供し、理解を得るとともに、園での取り組みについても伝え注意喚起を呼びかけている。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<コメント>	
<p>・健康診断と歯科健診は年2回、身体測定は毎月1回、1歳以上の頭囲測定は年2回実施している。身体測定、健康診断、歯科健診の結果は、ICTアプリで保護者に伝え、必要に応じて受診を勧めている。健康診断のために園医が訪問した際に、最新の健康に関する情報や保護者から寄せられた質問に関するアドバイスを受けるなどの連携を図っている。健康診断の機会を利用し絵本を使った健康教育や、歯科健診・虫歯予防デーのタイミングで、ホワイトボードシアターで歯磨きの大切さを伝えるなどの取り組みをしている。</p> <p>・園だよりに健康項目を設けて、健康診断の情報や園医からの子どもの健康生活に必要な情報を提供し、家庭での生活にもつなげられるように配慮している。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・アレルギー疾患のある子どもに対しては、入園時の書類で確認し、医師からの指示書をもとに、保護者との面談をして、アレルゲンの完全除去で提供している。宗教上、摂取することが禁じられている食品がある場合、文化・思想などを理解し、可能な限り宗教食を提供している。アレルギー食材の代替品は使用せず、オムレツなら肉団子に、マヨネーズはフレンチドレッシングになどの対応をしている。職員は、園内研修や最新情報の研修を受け、アレルギー疾患のある子どもへの知識や対応スキルを習得している。食事の提供に当たっては、人数報告の段階で、アレルギーを持つ子どもと宗教食を提供する子どもの出欠確認を行い、調理担当間の朝礼での確認、検食において除去内容の確認などを行っている。一方で個人名・除去内容が書かれた除去食カード、カラー食器、個別のトレー、テーブルを準備し、職員間でのダブルチェックにより確認をして提供するなど徹底した誤食防止策が取られている。</p> <p>・保護者には、園でのアレルギーや宗教食に対する方針を入園説明会や懇談会で説明をして理解を得られるようにしている。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士が立案した食育年間計画に、保育士が子どもの現況に即した栽培計画などを組み込み、子どもが食に関する豊かな経験ができるように計画をしている。廊下に毎日、当日や翌日の献立食材を野菜のメッセージとともに展示し、誰もが触れたり、ちぎったりできるようになっている。ドレッシング、きゅうりもみ、砂糖計量など、年齢に応じてできるクッキングに親しみ、食育につなげられるように取り組んでいる。時には、プレートにして給食を提供して、子どもが見た目でも楽しんで食べられるように工夫している。年度末には、年長児一人ひとりの保育園生活の中で最も食べたい給食のリクエストに応じて、「リクエスト給食」を実施している。 ・保護者には、提供した献立の写真を掲示したり、人気のあるレシピや保護者から依頼があったレシピの提供をしたりして、子どもと保護者のコミュニケーションを取る一助となれるようにしている。給食だよりを工夫し、食に関する情報や、子どもたちの取り組みが、分かりやすく伝わるように発信している。 	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立は、運営法人の統一献立を使用し、四季の味覚を大切に薄味の手作りメニュー、添加物をなるべく避けた食品、天然だしなど、安心な食品を使用するようにしている。栄養士は、運営法人が行う献立コンテストに挑戦するなどしてメニューの工夫をし、誕生会や行事食、郷土料理の提供をしている。郷土料理を提供する際は、各地域の地図や、地域によって風土や暮らしの中で継承されてきたその土地独自の歴史や文化についても紹介するようにしている。食事の様子を見に行き、子どもと話をしたり、好き嫌いを把握したりする一方で、クラスの残食を計量し、会議での意見を聞くなどして、次の献立や調理を工夫している。 ・大量調理マニュアルによる衛生管理チェック項目を毎日確認することで、衛生管理を適切に行い、安全な食事の提供となるように取り組んでいる。 	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTアプリを利用した連絡帳で乳児は食事・睡眠・排泄などの生活面を共有し、幼児はドキュメンテーションを作成し、保育の様子などを配信している。ドキュメンテーションにしたその日の活動の様子は、玄関にも視覚的に分かりやすく掲示し、送迎に来た人が誰でも見ることができるよう配慮している。ドキュメンテーション、ブログなどを工夫して日々の保育活動への共感ができるように取り組んでいる。保護者会、個人面談、保育参加の機会を利用し、子どもの成長の共有や保育の方針などの理解が深まるように努める一方で、保護者参加行事後の感想や意見は、職員間で共有し、指導計画に反映させている。 ・玄関にホワイトボードを設置し、子どもの活動場所をマグネットで掲示することで、保護者の送迎時や災害時などに直ちに子どもと合流できるように工夫している。 	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とは、送迎時に丁寧な挨拶やエピソードを添えた会話を行い、玄関で受けた質問には必ず対応することで、信頼関係が築けるように努めている。保護者からの相談があった場合には、専門性を活かした対応を行う一方で、相談内容によっては即答を避け、主任から園長へと伝わるようになっていく。情報は直ちに職員間で共有され、対応について検討し、適切に対応できる体制ができている。必要に応じて面談の機会を設けるなどして、保護者が安心して子育てができるように取り組んでいる。面談の内容は適切に記録している。誰もが相談を受けて速やかに助言できるように、スキルの向上を目指した園内研修を行うようにしている。 ・就業時間などにより、慌ただしい送迎になったり、担任に会えなかったり、積極的に相談や会話をするのができないと感じる保護者が、安心して子育てができるように、さらなる支援体制を構築していくことが望まれる。 	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、送迎時の親子の様子や子どもの心身の変化の把握に努めている。虐待などの疑いが認められた場合には、直ちに主任・園長への連絡を行い、職員間でも共有を図っている。行政・児童相談所・療育などの連携体制が図られ、小さなことでも行政に伝えるようにしている。虐待についてのマニュアルに基づき対応するとともに、子どもや親の気持ちに寄り添った対応となるように心がけている。子どもの人権（不適切保育撲滅）を学ぶ園内研修を毎月継続して実施し、浸透クイズ、チェックリストなどを活用し理解を深めるための取り組みを行っている。日頃から保護者との会話を大切に、相談できる雰囲気を作り、精神面で支援するなどの予防的な支援を行っている。 ・入園説明会で配布する重要事項説明書の中に、権利侵害に対する職員の姿勢と保護者への対応について記載し説明を行っている。 	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、日々の実践の後や各指導計画を作成する週・月・期・年ごとに、自らの実践を振り返り、計画が子どもの状況に適していたか、実践方法に課題がなかったかなどを記録に基いて客観的に評価し、改善点を次の計画に反映させている。クラス間や毎月の会議で話し合うことで、保育観やキャリアの違う視点からの子どもや保育の捉え方に気づき、思いを共有している。年度末に行う様々な見直しの際には、保育理念や方針・保育目標を再確認し、子どもの育ちの保証につながるように園全体で取り組み、継続的・組織的に保育の質の向上につながるような仕組みができている。保護者や地域などの外部へ結果を公表することで、園の特色や良さの理解を深め、説明責任を果たすことにもなっている。 ・職員は、年度初めに目標を設定し、定期的に園長面談を行い、助言や意見を得て、さらなる保育力の向上につなげられるように努めている。 	